

届出が必要な誘導施設一覧表

誘導施設の種類		届出が必要な区域 < ○：必要 ―：不要 >				
		都市機能 誘導区域 外	都市機能誘導区域内			
			龍野 地域	新宮 地域	揖保川 地域	御津 地域
病院	病床が 20 床以上の施設	○	―	―	○	○
診療所	病床が無床又は 19 床以下で歯科を除く施設	○	―	―	―	―
大型商業施設	店舗面積 3,000 ㎡以上	○	―	○	○	○
食料品スーパー・ 専門量販店等	店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗	○	―	―	―	―

■本表の「○」は、維持・誘導すべき施設を示すものではありません。（届出が必要な区域を示しています。）

■本表の「―」は、誘導施設（維持・誘導）を示しています。

届出の対象となる区域

都市計画区域内の都市機能誘導区域外の区域（市街化調整区域は届出対象）

※都市機能誘導区域内においても、「対象となる誘導施設が設定されている都市機能誘導区域」以外の「その他の地域の都市機能誘導区域」で、同じ機能を持つ誘導施設を設置する場合は対象となります。

＜その他注意事項＞

※ 病院（診療所）・・・医療法第 1 条の 5 に規定する病院（診療所）

※ 大型商業施設、食料品スーパー・専門量販店等の店舗面積は、大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積とします。